

災害による固定資産税の減免について

お問い合わせ 税務課 固定資産税係 ☎ 0986-76-8804



台風・豪雨などが発生する時期となりました。それらにより田畑が流出するなどの被害を受けられた方は、被害の程度により固定資産税の減免制度があります。また地震による家屋の倒壊および火災による住宅・畜舎などの消失にも、同じく被害の程度により減免制度があります。税務課にお問い合わせ後、印鑑持参のうえ、届け出を行ってください。

届け出のあった件は現地調査を行います。災害減免の対象となった場合は、納期の来ていない税額で減免の調整をします。

7月の納期

- 固定資産税 2期
- 国民健康保険税 2期
- 介護保険料 2期
- 後期高齢者医療保険料 1期

※口座振替を利用されている方は7月31日に振替しますので、残高の確認をお願いします。

【家屋・償却資産】

被害による価値の減額割合	減額または免除の割合
原型をとどめない (10 割減)	10 割
大修理要し 6 割以上減と認められる	8 割
4 割以上 6 割未満の減と認められる	6 割
2 割以上 4 割未満の減と認められる	4 割

【土地】

被害面積割合	減額または免除の割合
8 割以上	10 割
6 割以上 8 割未満	8 割
4 割以上 6 割未満	6 割
2 割以上 4 割未満	4 割

国民年金のはなし

保険料の免除申請について

【本 庁】市民環境課 国民年金係 ☎ 0986-76-8805
 【大隅支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 099-482-5923

【財部支所】地域振興課 市民環境係 ☎ 0986-72-0934
 【鹿屋年金事務所】 ☎ 0994-42-5121

※はじめに音声ガイドが対応します

年金の保険料を未納のままにしている方はいませんか。

気がついたら未納が増えて、どれを先に支払えばいいのかわからない。お金がなくて支払えないなど、そんなときはお近くの年金事務所か市役所の窓口にご相談してください。

支払いが難しい場合は免除や猶予といった制度もあります。退職や失業といった特別な事情がある場合は離職票や雇用保険受給資格者証を

持ってお越してください。特例が受けられる可能性があります。

それらの書類が無い場合も窓口で事情を説明してもらえれば大丈夫です。保険料は未納のまま放置せず、まずは一度ご相談ください。



鹿屋年金事務所による出張年金相談

日 程	時 間	場 所	予 約 先
7月10日(水)	午前9時30分～ 午後3時30分	大隅支所 別館2階大会議室	大隅支所 市民環境係 ☎ 099-482-5923

相談は無料ですが予約が必要です。定員になり次第締め切ります。年金請求の相談が優先となります。